

第36回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成21年 9月 8日 (火)
午前10時 ~ 12時10分
東海大学校友会館・望星の間

〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 阿辻, 井田, 井上, 内田, 沖森, 金武, 笹原, 武元,
出久根, 東倉, 納屋, 松村, 邑上, やすみ各委員 (計16名)
(文部科学省・文化庁) 清木文化部長, 匂坂国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第35回国語分科会漢字小委員会・議事録 (案)
- 2 新常用漢字表に追加すべき漢字について (内閣法制局)
- 3 「新常用漢字表 (仮称)」に関する試案」について (案)

〔参考資料〕

- 1 意見募集で寄せられた字体にかかわる意見の一覧
- 2 追加字種191字に含まれる許容字体該当字の出現頻度一覧

〔参考配布 (委員限り)〕

- 「平成20年度 国語に関する世論調査」(文化庁, 平成21年8月)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録 (案) が確認された。
- 3 事務局から配布資料2の説明があり, 質疑応答の後, 配布資料2を基に, 法制局からの追加希望字種について意見交換を行った。
- 4 事務局から配布資料3の説明があり, 質疑応答の後, 「新常用漢字表 (仮称)」に関する試案」の修正箇所について意見交換を行った。その結果, 基本的な方向については了承が得られた。なお, 細かな点については, 委員から出された意見を踏まえて, 漢字ワーキンググループで更に検討し, 改めて漢字小委員会に諮ることとなった。
- 5 翌日 (9月9日) 予定されていた漢字小委員会 (予備日) は開催しないこと, 次回の漢字小委員会については, 会場等が決定したところで事務局から改めて連絡すること, 漢字表の名称についての意見があれば事務局に送ってもらうことが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

1 配布資料2について

○前田主査

ただ今の事務局の御説明につきまして何か疑問な点などがありましたら, 御質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは, 協議に入りたいと思います。ただ今の内閣法制局からの提案と言いますか, 配布資料2につきまして, どういうふう考えたらいいか, このように追加希望の漢字を挙げているわけですが, それについてどう考えられるかというところについて, 皆さんの御意見を承りたいと思います。

○出久根委員

裁判用語というのは特殊でありまして、何と言ったらいいんでしょうね、ほとんど裁判以外では使われないような漢字がたくさんございまして、それを常用漢字表の中に入れてしまうというのは、今年から始まりました裁判員制度などを考えますと、今後は、むしろこういう難しい言い方、「瑕疵」などという言い方を易しく言い直して用いるという方向の方がよろしいのではないかと思うんですね。ですから、常用漢字表の中で扱うとしたら、特別な、表外という形で扱うのがよろしいのではないかと私は思います。

○前田主査

それは、内閣法制局が提案している字の全部についてですか。

○出久根委員

全部というと大変ですけれども、取りあえずはここに出ております6字ですか、この字の扱いですね。この6字について討議なされば、よろしいのではないかと思います。全部となったら大変だと思います。

○前田主査

全部というのは、特に6字のことですが…。

○出久根委員

そうですね、この6字の中で、例えば易しく言い換えができる…、「瑕疵」なんていうのはそうですよね、「傷」、これはもう本当に法律だけで使っているような言葉だと思いますし、易しく言い換えができるのであれば、むしろそういう形で使ってもらいたいというのが私の要望です。

○笹原委員

刑法や民法の用語、特に刑法は、用語をかなり簡単に変えるということが既に行われたと記憶していますけれども、例えば「瑕疵」などは、これから作られる法律でもまだ使われ続けるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○金武委員

出久根委員がおっしゃったように、裁判員制度も始まりましたものですから、専門的な法律用語はなるべく易しく言い換えるという方向、実際にそういう動きもありますので、「瑕疵」のようなものは、一般の人が裁判員になる時代ですので、例えば「欠陥」とか、そういうふうに言い換えた方が分かりいいと思うのです。要望に入っているからといって常用漢字に取り入れるというのはちょっと…。もしこの6字の中であれば、「勾留」の「勾」は比較的易しいし、「勾配」という一般用語もあるので、あるいは取り上げる対象にしてもいいかなという気がします。「禁錮」については、これはもう「禁錮」にしか使わない字なんですけど、新聞では国語審議会の「法令用語改善」建議の書換えに従って「金偏」のない「禁固」を使っております。ですから、取りあえずは必要ないのではないかと思うんです。

どうしても法律上、使わざるを得ないものは、結局、現在もやっているようにルビを付けることになると思いますので、余り難しい専門用語は増やしたくない。もしどうしても必要があれば、今までの採用基準と同じように、頻度とか使用の現実とか、それから読みやすいかどうかも含めて、その基準に達しているものがあれば追加するのもいいのかなと思っております。

○前田主査

漢字によっては入れるかどうかを検討することになるわけでしょうかね。ただ、どちらかと言えば、「瑕疵」などのような難しい字は入れる必要はないのではないかという御意見もありましたけれども、よろしいでしょうか。

○林副主査

さっき笹原委員がおっしゃった、「これからも使い続けるのか。」という質問について、先ほど事務局の氏原主任国語調査官の手が動いたような気がしたのですが…。

○氏原主任国語調査官

御質問のような形でおっしゃったものですから…。「瑕疵」が使われ続けられるかどうかについては、今後、そういう文言の入った法律が作られるかどうかということですから、現時点ではよく分かりません。ただ、「瑕疵」について申し上げれば、先ほど見ていただいたように、「瑕疵」は「きず」や「欠陥」と言い換えることになっているんですね。これは内閣法制局でもそういうルールを原則としているわけです。けれども、そういうルールがあってもこれが使われ続けてきたという実態がありますので、やはり法律を作る段階で、なかなか「きず」とか「欠陥」とかと置き換えられないといった判断が働いた結果として「瑕疵」がこれだけ使われてきて、今回も検討してほしいという話になっていますので、「瑕疵」については今後も使われていくであろうからという、内閣法制局の判断が働いているのだらうと考えています。現実には、そういう語の含まれた法律がこれから先できるかどうかは、もちろん分かりませんが、出てきた場合には、内閣法制局としては「瑕疵」という形で使いたいという、お考えなんだろうと思います。

それから、これも先ほどの資料説明の中で申し上げましたが、法律には明治期から作られてきた流れがありますので、やはり用語上の整合、つまりそれが変わったことによって別の解釈が生じるようになっては困るわけです。そういった問題もあって、恐らく今後もこの「瑕疵」という語が使われ続けるであろうと考えております。

○前田主査

それでは、これらの問題については漢字ワーキンググループで考えさせていただいて、検討することにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○林副主査

ちょっと補足いたしますと、先ほど氏原主任国語調査官から配布資料2の説明がありましたように、これは8月に入ってから来たものでございまして、漢字ワーキンググループでもほとんど検討しておりません。ただ今の御意見を含め根本的なところから検討して、案をまとめ、その案について御意見を伺う、そういう順序になるだろうと思います。今の段階では、漢字ワーキンググループとしても、ただ今の御意見で決まるとは申し上げられない段階であるということは、お含みおきいただきたいと思います。

○前田主査

林副主査から少し補足していただきましたが、この件につきましては、そういうことでよろしいでしょうか。(→ 異議なし。)

それでは、内閣法制局からの提案につきましては、漢字ワーキンググループで検討させていただいて、更に漢字小委員会で御検討いただくという形を採りたいと思います。

○前田主査

次に、配布資料3に入りたいと思います。まず、ただ今の事務局からの御説明に対して漢字ワーキンググループの方から何か補足などございましょうか。

○林副主査

配布資料3で示された原案につきましては、これと異なる御意見の委員もいらっしゃいますので、やはり原案の基づいているところの基本的な考え方につきましては、きちんと御説明する必要があるだろうと思います。今、氏原主任国語調査官から御説明があったことと一部重なり、また、既に委員の皆様にはよく理解されている、認識されていることも相当程度含まれますので、少しくどい感じがするかもしれませんが、私どもの考えたことを整理して、ここで申し上げておきたいと思います。

まず、この原案では、追加字種については印刷標準字体の2点しんにゆうを基準とし、1点しんにゆうについてはそれを許容字体とする、しんにゆうに関して申しますと、これが原案でございます。この辺りが、これまで非常に議論になったところだと思います。

こういう原案を作った理由であります。その理由を申し上げる前に、これも今、氏原主任国語調査官がおっしゃったことと重なりますけれども、二つの前提を御確認いただきたいと思っております。

お手を煩わせて恐縮ですが、『国語関係訓令・告示集』の19ページに、常用漢字表の前書きと、表の見方及び使い方というのがございます。この表の見方及び使い方の4を見ていただきますと、常用漢字表におきましても「便宜上、明朝体活字のうち一種を例に用いて、現代の通用字体を示した。」このように明記されております。この印刷文字で示すというのが当用漢字表の時代から続いてきている考え方だというのは、今の御説明のとおりでございます。ここには明記されておられませんけれども、活字の字体で示すことには理由がございます。一つは、手書きと活字とを完全に一致させることは難しいこと。どちらかを選ぶとすれば、こういう表の目的に照らして、活字体を選ぶ積極的な理由があるということでございます。「目的に照らして活字字体を選ぶ必要がある」というのはどういうことかと申しますと、ただ今お聞きいただいております19ページの前書きの1と2であります。「この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安である」、大勢の国民が読むものにつきましては、法律のように、ふだんは読まないけれども読む必要が生じるという場合を含めまして、余り難しい書き方がされていると困るから、その使う漢字の上限を目安として使うということでございます。したがって、一般の方たちにとってみますと、これは読む漢字なのですね。ですから当然、書く漢字でなくて、読む漢字としてこれを活字体をもって示す、そういう考え方が背後にあると考えるべきだと思います。今回も、こういう考え方をそのまま引き継いでいるということが1点でございます。

寄せられた意見の中には、しんにゆうに関しまして、どちらかに統一しろという意見がある程度ございましたけれども、実態と合わせてみると、これをどちらかに統一するのは現実的ではなく、1点、2点を共に認めざるを得ない。これも第1次試案を作る段階で既に御了解いただいていることだと思います。これが前提の二つ目でございます。印刷字体で示す、それから、しんにゆうに関して言いますと、1点、2点共に認める必要がある、この2点です。

そういうことになりますと、おのずから表にどう表すかということがございまして、それが先ほど申しました原案、追加字種については印刷標準字体の2点しんにゆうを基準として、1点しんにゆうは許容字体とするということになるわけでありまして。

では、どうしてそういう原案ができたかというその理由ですが、一つは、「表外漢字字体表」とそれに基づく実態を重視する必要があると考えたからであります。この「表外漢字字体表」というのは、御承知のように、2000年12月に生まれました。どうしてこんな答申ができたかという、これも御承知のように、昭和58年——1983年のJ I Sの漢字改正に

端を発するところの漢字の字体の混乱というのが背景にありまして、新聞協会を含むいろいろな方面からの要請があって、それでこういう基準が生まれたわけです。これは、国語審議会が自分たちで作って、それを押し付けたといったものでは決してない。その結果どうなったかと申しますと、特に機器に関しましては、この「表外漢字字体表」に合わせて改正してきたという経緯がございます。ただし、機器がこれに対応するには時間もコストも掛かります。実際どうだったかと申しますと、ただ今申しましたように、「表外漢字字体表」ができたのは、2000年12月です。機器の字体をいきなり変えるわけにまいりません。その前にやはり J I S 漢字の改正が必要ですし、コードを改めることも必要です。では、J I S の漢字はいつ改正されたかという点、2000年の「表外漢字字体表」に基づいて2004年に J I S 漢字の改正が行われて、印刷標準字体に変更されました。それを搭載した OS はいつから現れたかと申しますと、2007年、Windows Vistaができた年であります。それから、今年の10月には新しいOSのWindows 7が発売される予定になっておりまして、こうやって見ますと、「表外漢字字体表」に従って字体を改正する方向へ進みましたが、相当な時間とコストが掛かっているということでございます。

Windows XPは現在、恐らく最も広く使われているOSだと言ってもいいと思いますが、これは「表外漢字字体表」とは字体が違いますから、実態はこちらの方にあるとお考えの方もいらっしゃると思います。けれども、現状がどちらの方向へ向かって動いているかということをお考えますと、Windows XPが実態であって、それがこれからも余り変わらないだろうと考えるのは非常に不適切ではないかというのが私どもの考え方でございます。

MacのOSも、これに合わせて2004年の J I S 漢字を搭載しておりますし、人名用漢字も平成16年——2004年の追加488字は、「表外漢字字体表」によるという方針が既に明記されているということでございまして、「表外漢字字体表」は、単なる当時の国語審議会の答申ではなくて、これまでにほぼ9年近くの時間を掛けて、「表外漢字字体表」が定着してきているというのが実態であります。

なぜこの「表外漢字字体表」が受け入れられ、これに従って J I S 規格や機器が字体を変えてきたかと申しますと、これは非常に簡単でありまして、「表外漢字字体表」に従えば印刷文字の字体が安定すると確信したからです。

「表外漢字字体表」、その表外の「表」というのは何を意味するかと言うと、1,945字の常用漢字表を意味します。本表の漢字が決まっていなければ表外漢字を定めることはできません。「表外漢字字体表」、1,022字のこの字体表を作った時点では、1,945字以外のよく使われる表外漢字はこういう「印刷標準字体」にしますということを決めたわけで、これが2000年です。したがって、この時点になって、実は「表」と呼ばれるのは1,945字に限らないことになるんです。「新しく表に入ってくればそれは表内になってしまうわけだから、表外漢字から抜けてしまう。」、そういう論法は、これまで「表外漢字字体表」を尊重し、それに従い、それに従えば字体が安定すると信じて字体を改めてきた J I S とか機器関係の方から言えば、全く心外な論法だということになるだろうと私どもは考えますし、そういう事実は認めざるを得ないということでもあります。

こうやって見ますと、先ほどの御説明の中に鉛活字の話がありました。鉛活字は文字単位で対応できるのですけれども、機器についてはその字体を改めるのに非常に長い時間とコストが掛かります。先ほども申しましたように、2000年に「表外漢字字体表」ができて、ほぼ10年近く掛かっても現在まだ完全にその字体が搭載された機器が全体に広まるという段階には至っていない。つまり、それだけ時間も掛かるし、コストも掛かります。これが注意すべきことのひとつでございます。

それからもう一つ。これは非常に大事な点だと私は思っております。情報化時代をもたらしたのは、正に機器の発達と普及です。こういう情報機器の事情を無視してこれからの国語施策が成功するとは、とても思えないということです。その情報化時代をもたらした機器、この字体を変えるのには、今、言いましたように随分長い時間とコストが掛かりますし、例えば J I S 漢字を改めたとしても、機器を作るのはメーカーです。メーカー

はやはり採算を考えざるを得ませんから、実際に新しい字体表ができたとして、J I S がそれに改めたとしても、すぐに機器が対応できると考えるのも非常に危険です。

印刷文字において、例えば常用漢字表の字体を決めておけば、いずれ印刷文字もそれに合わせてくるという考え方は、これまでは通用したかもしれませんが、これからは到底そういうわけには行かない。例えば今、ここで1点しんにゆうに統一することにしたとしても、機器がそれに従うということは、今のような状況から言って、到底考えられないと言わなければならないと思っております。

そういうことで、これまでの経緯や実態を考えると、「表外漢字字体表」及びそれに基づいて発生してきているところの現状、こういうものは非常に重視する必要がある。そういうことになれば、おのずから方法は一つに限られるわけでありまして、印刷標準字体の2点しんにゆうを基準として、1点しんにゆうも認めるという書き方をせざるを得ない、ということでございます。

もう一つ付け加えますと、現在の常用漢字表の方針が、現在の通用字体を示すということでございます。先ほど見ていただいたところに、そういうふうに書いてありましたが、それをそのまま今度の新しい表に適用するとすると、現代の通用字体って一体何だろうということになります。表内の字は、もちろん表内の字体。表外の字は、正に「表外漢字字体表」に合わせて変化してきているわけでありまして、その形を通用字体と認めざるを得ない。これまでの考え方との一貫性を保つという考え方を採るとすれば、これもそういう結論にならざるを得ないということでございます。

もしも国語施策としての一貫性や、機器や印刷字体の実態を無視して表内だけを統一する、あるいは実態に合わない書き方をするとどうなるかということではありますが、まず、第1に、関係者の国語施策に対する信頼を失うと思います。それから、もし実態とこの表が合わないと、表は表で一つの基準を示すにしても、実態と非常なかけ離れた状態が長期間続くということでございます。やはりこういう情報化時代をもたらした機器というものについては、その性格や可能性というものを十分考えた上で、J I S とか機器の分野との連携とか協調を図っていかないと、これからの国語施策は成功しない、私はこういうことをいろいろ考えてきて、それを非常に強く感じました。

申し上げることはまだありますけれども、最後に、字体に関する簡略化の方法が、これで180度転換されるかということでもありますけれども、今、申し上げましたように、これはそうではない。「表外漢字字体表」に基づいて存在する現在の状況をそのまま認めて、かつ1点しんにゆうもいいと言っている。1点しんにゆうも許容字体としているわけでありまして、表内の字は2点しんにゆうに統一します」ということになったら、これは確かに方針が変わったと言う方が出てきても不思議ではないのですけれども、1点、2点共に認めます、ただ、こういう経緯から見て2点の方を基準にして表を表しますというわけですから、方針を変えることとは全く違うと私は思っております。もしそういうことをいろいろな方面に言うとしたら、これはやはり事実とは異なるし、したがって、その結果として世間を惑わすことになるのではないかと、私は非常に強く恐れております。

それから、先ほど氏原主任国語調査官が寄せられた意見に触れられました。私もちょっとこの点について、先ほど触れられなかった点を1点だけ申し上げたいと思います。

最初に私がこの寄せられた意見を見せていただいて受けた印象は、全体に非常に真面目なコメントが多くて、好感が持てるということでした。この気持ちは今も変わっておりませんが、ただ、どこまで事実をよく理解し、あるいは前提となることをどこまで分かってコメントを寄せてくれているかということになりますと、かなり差があります。

前回、金武委員が紹介された御意見の中にも、この点において私は非常に問題がある、認識が非常に甘かったり、事実と異なる点が幾つかございますので、そういうものを全部並べて、これも一つの意見、あれも一つの意見というふうに並べ、ましてやその数を数えるということは、私は寄せられた意見の扱い方として適当ではないと思っております。意見公募というのは、やはり予想を超えるようなたくさんの異論が出たとか、あるいは我々はよく

考えてきたつもりだけれども、見落としていたようなことがあったとしたら、それを酌んでもう一度議論を見直す、これが寄せられた意見の利用の仕方でありまして、もし寄せられた意見の使い方を間違えるとすれば、これは結果として、この議論を少しゆがめる危険性もあるだろうと思いますので、その点についても私は慎重に考えていきたいし、その結果がこういう原案になっているということでございます。

異なる御意見につきましては説明を尽くしておくことが大切だと感じましたので、少し長くなりましたけれども、補足させていただきました。

○前田主査

ただ今までは説明と補足でございましたが、これについての疑問に限って、切り離しにくいところがありますけれども、それに対する意見、議論は後にしたいと思いますので、まずは疑問点がありましたら質問いただければと思います。

○納屋委員

言わずもがなの質問になるかと思いますが、さっき3ページで、今回加える部分としまして「情報機器の利用が一般化する中で、早急に整理すべき課題である。」ということで、手で書くことについてのことが出ましたね。それに対する回答として、5ページに「この漢字表に掲げる字のすべてを手書きできる必要はなく、また、それを求めるものもない。」と書かれた、これを大変すごいことだと思って伺っているんです。ですから、念のために確認したいということですが、この書かれたことというのは、追加字種の191字に限ったことではございませんよね。改めて確認させていただきたいんですが…。

○前田主査

これは全体についてですよね。

○氏原主任国語調査官

191字追加されますが、漢字表としては現行の常用漢字と一体になってしまいますので、現時点では2,131字ですけども、漢字表全体についてのコメントです。追加される191字に限ったものではございません。

○林副主査

言葉が多くて恐縮ですけども、情報化に対応するというのはいろいろな面がございます。一つは、漢字の多用化にどう対応するか、これが今、この表の一番の論点になっているわけですね。もう一つは、手書きの機会が減ってくるという心配がございます。これが今、御質問のところですね。そういう意味では191字以外、情報化でどんどん漢字も機械で使うようになるということに対する考え方が一つです。

それからもう一つ、くどくなりますが、やはり情報機器によってもたらされたこういう新しい字体、やはり情報機器との関係をよく考えて、こちらと連携・協調関係を強くしていかないと、これからの施策は成功しないという意味で、このような点に関しましても、これまで経験してこなかったような新しい課題でありますので、そここのところはじっくりと考えながら進めていきたいと思っておりますし、また、そうしてきているつもりであるということでございます。

ちょっと膨らませ過ぎましたので、今の御質問とはちょっとずれたかもしれませんが、そんなことを補足させていただきたいと思います。

○井田委員

そうしますと、手書きのしんにゅうは1点、2点共に認める必要があります、ただし、これまでのことを考えると1点が基準になるという受け止め方でよろしいのでしょうか。

○林副主査

先ほどそういう御質問をある程度予測いたしまして、一番最初にお断りしました。これは印刷字体を示しているものでございます。手書きにつきましては、印刷字体との関係で解説の中で触れておまして、ここではもう明らかに、しんにゅうについては、手書きの習慣に従って1点にするように書かれてございますので、そういう点に関しての混乱は、きちっとこれを理解していただく限りにおいてはないと私は確信いたしております。

やはり表だけで何か混乱を避けようとする、これは非常に危険でございまして、表に基づいてそれを正しく理解し、きちっと説明するということがそれに伴わないと、表だけで混乱を防ぐことは私は不可能だと思いますから、その辺りについては、やはりこれからそういう努力が必要だろうとは思いますが、手書きと活字との関係は、そういうことだと申し上げてよろしいかと思えます。

○前田主査

そのほかに質問はございませんでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、質問はこれで打ち切りまして協議に入りたいと思います。ただ今までに御説明いただいたことについて、意見あるいは考え方の問題など、御自身の考え方を述べたいということがございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○金武委員

たびたび私の名前が出ましたので、僭越ながら、ちょっと発言させていただきます。

前回、常用漢字の形にしてほしいという御意見を私、紹介したんですが、それはそういう意見を紹介したのであって、反対の意見があることは分かっておりますし、それぞれの根拠に基づいた見解でありますので、どちらか一方が絶対的というものではありません。二つの異なる見解があった場合は、どの程度まで歩み寄れるかということです。私が一番心配しているのは、常用漢字表のような国民に比較的周知されている漢字表ですね、「表外漢字字体表」は知らなくても、常用漢字表という言葉は知っているという国民は多いと思いますが、こういう表については国民にとって分かりやすい表であることが大切でありますので、どうしたら分かりやすくなるかが重要だと思うんです。

そこで、前回、いろいろな意見が出たところを受けて漢字ワーキンググループがこういう修正をされたことに対しては敬意を表しますし、私個人としては、これをもうちょっと微調整ができればこの案でも分かるかなと思います。国民にとって分かりやすいのは、例えばしんにゅうの「邇」のところでしたら、前から言っていますように、この1点しんにゅうと、2点しんにゅうを逆に示せば、一番分かりやすいと思います。この大前提を漢字ワーキンググループとしては崩したくないようではありますが、これが逆になれば全く問題がない、国民にとってすっきりする案になると思うので、まずそれを考えていただきたい。

報道界としては、この案について、これから検討することになりますが、私個人としては、新聞にとってはどちらも使えるということで、基本的には問題ない、ただ、微調整が必要ではないかと思うんです。〔 〕に入っているのは備考欄よりは大きくなっているけれども、見出しの字より小さいですね。つまり、下の「双」の康熙体、原則、常用漢字では使わない字体である康熙体が見出しの字と同じ大きさで掲げられているのに、使ってもいい方が小さくなっているというのは何かおかしい。これは〔 〕を外して同じ大きさで並べるのが一番いいのではないか。これは、試案の本質にかかわることではないと思いますので、その点は是非考えていただきたい。ここには「餅」が出ておりませんが、「餅」の場合は康熙体が()で入っております。試案の冊子の138ページの一番上に、康熙体のもうちょっと難しい方が()で入っておりまして、ここに多分、今度はもう一つの〔 〕で易しい「しょくへん」の文字が入ってくると思うんですが、その使われない方よりも許

容の方が小さく入るというのは、やはりおかしいのではないかと思います。許容字体のマークを付けるのはもちろん必要でしょうけれども、これは「しょくへん」の易しい方を同じ大きさで、〔 〕を外して、マークを付けて示すという形になるのではないかと、それが一番すっきりすると思っております。

もう一つ心配しているのは、先ほど筆写では1点しんにゆうでいいと言われた点です。これははっきり試案にも書いてあるんですが、前回紹介した御意見の中にもありましたように、教育の現場あるいは日本語教育の現場で、活字体をお手本にしてそのまま書いてしまうといったことがあって、先生方の中で、「遡る」の場合だったら2点しんにゆうが正しくて1点しんにゆうはどうなのかとなると、正に混乱するわけですね。こういう採点基準というののははっきりしておいた方がいいので、まず教科書体というものが1点しんにゆうで示されることになるのかどうか、ちょうど教科書関係の委員もいらっしゃるの、そのところがこれではっきりできるかどうか御意見も伺いたいし、教育関係の委員の御意見も伺いたいんですが、そのところが国民に分かりやすくなればいいのではないかと。これを入れ替えれば、もちろん問題なく教科書は1点しんにゆうを基準にするでしょうが、このままの形だと、そのところに迷いが生じるのではないかとということで、試案の字体に賛成の御意見の中にも、筆写の字体をそのまま本表に入れるのは大変であろうが、せめて教科書体を全部入れて示したら非常に分かりやすいものになるのではないかとというのがかなりありますので、そういうことも考えていただきたいということです。

今のままで教科書の字体がどうなるか、ちょっと教科書関係の方にお伺いしたいと思っております。

○前田主査

特に前半のことなどは、このプリントの印刷の問題になるかと思いますので、事務局の方からちょっと御説明いただきます。

○氏原主任国語調査官

この表を見ていただくと、「遡及」の「遡」をなるべく大きくしようと思って、パーレンで入っているその下の「双」の旧字体ですね、これよりも右の方に〔 〕が出ていると思うんですね。つまり、その分少し大きくしているんですが、文字の前に「*」を付けている関係で、この中に納めようと思うとこれ以上大きくならないという問題があります。もし大きさをそろえるということであれば、むしろパーレンの中の、現行の常用漢字表には355字のいわゆる康熙字典体が入っていますけれども、そちらの字体の方を、ちょっと小さくするというのも考えられるかもしれません。

ですから、示し方として「*」を取ってしまえということになればまた別なんですけれども、その辺は当然漢字ワーキンググループでも議論しなければいけません、ここでももう少し御意見を頂いた方がいいのかなと思います。

この見本では、この形でできる最大の大きさになっています。大きさが問題になるのであれば、今、申し上げたように「*」を取るか、あるいは現行の常用漢字表のパーレンで入っているいわゆる康熙字典体の方を小さくするか、どちらかが考えられると思います。その辺りについても御意見があればお願いしたいと思います。

○金武委員

「*」を取ってもいいんですが、この〔 〕を取ってしまえば、同じ大きさになるのではないのでしょうか。

○阿辻委員

漢字ワーキンググループにいる者としての発言としては不穏当かもしれませんが、氏原主任国語調査官にお伺いしたいんですが、左側の、2本目に縦に貫いている罫線ですね。

この幅は固定ですか。この幅をもう少し左から2本目の罫線を右へずらすことによって、そのスペースは確保できるのではないかという気がするんです。

先ほどの金武委員からの御指摘は大変納得できまして、康熙字典体と、現在かぎ付きのパーレンに入っていますけれども、その字の大きさが違うというのは、やはり検討すべき事柄ではないかと思えますので、康熙字典体を小さくするという選択もあるでしょうが、本表のレイアウトを見直すという可能性もあるのではないかという気がいたします。

○氏原主任国語調査官

御指摘のように、罫線をずらすことは可能です。

○前田主査

ただ、いずれにしても、これは意図して大小を付けたわけではないということですね。

○武元委員

さっき林副主査がおっしゃったことにちょっと異論がございまして…。認識が甘いからといって、寄せられた意見が正しいかどうか、使い方を考えなければいけないとおっしゃったと思うんですけれども、これは、やはり国民と言うとちょっと大げさですけども、素朴な国民感情としてどう思っているかが反映されていると思えますので、やはり意見として出てきたものは、それなりにというか、尊重しなければならないのではないかという気がいたします。

それから、確か冒頭で「心外」という言葉をお使いになったと思うんですが、少し言い過ぎかもしれませんけれども、そういう情緒的なことではないのではないかと思います。と言いますのは、やはりこれは社会的なコストの問題ではないかと私は思ひまして、そういうことであれば、私は納得できると思えます。つまり、前から申し上げておりますように、表外漢字の字体のまま常用漢字表の中に入ってくるということになれば、しばらくの間、教育現場において混乱が起こることは避けられないのではないかと私は思っていますので、結局、どこの部分で起こる混乱であるとか、コストであるとか、そういうものを覚悟しなければいけないか、そういう問題であって、それをどのように判断するかという問題ではないかと思っております。

つまり、この場で、むしろ教育の方で多少の混乱が起こってもうまく解決していくようにすべきであるという判断が成り立つのであれば、そちらに進んでいくべきだろう、そういう気がいたします。

二つ目に、さっきの金武委員のお尋ねの件でございましてけれども、やはり許容字体、「許容」と言われた以上、正当なものをまず最初に掲げなければならなくなるだろうということは、教科書の世界では当然のことになってしまうと思えます。しかし、一方で、字種については明朝体で示し、字体については教科書体で示すといった方法もなくはないかなという気はいたします。ただ、これは各教科書会社の判断になってしまうと思えますので、統一した方策が採れるとは思いません。ただ、繰り返して申しますと、やはり「許容」というふうに掲げられているものをまず第1に示すということは、教科書としてはちょっと難しいのではないかなという気がいたします。

それから、ついでで申し訳ないんですけれども、この試案の字体について述べられているところがありますね。つまり、試案の冊子で言うと、17ページにございます「明朝体と筆写の楷書との関係について」というところですね。これ、途中までは現行にもあるものでありまして、「3」以下が新たに付け加えられているものですね。これは、当然と言えば当然ですけども、今回、新しく常用漢字に入ってくるものばかりですよ。それがこういう形で示されているのは、ちょっと奇妙な感じがいたします。つまり、許容字体というものが「筆写字形の習慣に従って書くことがあるもの」とイコールになってしまっているのではないかという気がいたします。そう考えますと、今日、出てきたこの示し方をする

のであれば、この「3」は要らないのではないかという気がいたします。

もう一度申しますと、「筆写字形の習慣に従って書くことがあるもの」が「許容字体」とイコールの関係になってしまわないでしょうかということです。それがちょっと奇妙な気がいたします。結論的に言えば、今、申し上げましたように、この部分は不要ではないかということでございます。

○林副主査

私は、そういうふうに理解されるとは思わないで発言いたしました。私が申し上げた寄せられた意見の扱いについては、数だけを問題にするのではなく、その内容をしっかりと見て、議論するのが正しい扱いではありませんかということです。数だけを問題にするとか、あるいは、お断りしておきますけれども、私は寄せられた意見を軽んじるつもりはさらさらありません。最初から、非常に真面目なコメントが多く非常に感銘しているということは、繰り返し申し上げていることであります。ただ、扱い方として、理解の浅い、深いというようなことを無視して、ただ数とか量を比べるのは扱い方としては違う、私はそこはそういうふうに固く思っております。そういうことを申し上げました。

それから、ついからですから申し上げますと、これもまた補足で、今日は大変言葉が多くて恐縮ですけれども、新常用漢字表というのは、こういう施策の大本の表です。これ以上遡れないという表ですから、いろいろな面も考慮しなければいけない。機器も考慮しなければいけない、教育のことも考慮しなければいけない、いろいろな面を考慮しなければいけない。しかし、そのすべてに対応することは現実に不可能です。表内の統一、J I Sや機器や人名用漢字との整合、それから手書き字体の規範との関係、教育の問題、こういうものを全部この表で解決するのは無理ですから、原表としての性格をしっかりと踏まえた上でないと、かえって混乱するし、表自体が分かりにくくなると私は考えております。

字体に関して申しますと、今、ここのやり取りで、教科書が字体をどうされるかということでその問題が収束するかということ、私はそうではなくて、字体の問題というのは今回のことがきっかけになっていきますけれども、根本的に活字字体と手書き字体の問題があるわけですよ、教育現場に。ですから、今回こういうことが問題になれば、これを機会に手書き字体の規範というよりは、むしろその指導あるいはその基準というものをどう考えていったらいいかを別途、専門の方たちに考えていただかないと、こういう問題は永遠に未解決になってしまうのではないかと強く感じます。

すべてをここで議論することは到底不可能であって、その基になる、今、必要な事項だけはきちっとやっておいて、他の専門分野にお任せしたり、そこをお願いしなければいけないことは、そこでいろいろ考えていただいたり、方策を立てていただくのが筋だろうと私は思っております。

○武元委員

私の理解がまずかったのかもしれませんが、二つ目におっしゃったことは、私、何も否定しているわけで何でもございませんで、繰り返し申せば、どこに掛かるコストを覚悟するかということと、今、林副主査がおっしゃったこととは同じことではないかと思っております。

最後におっしゃったことに関して言いますと、趣旨はさっき申し上げたこととほとんど同じでございませけれども、やはり教科書というものは、ひとまず国家として示された基準を子供たちに教育として与えていくというのが基本的な立場でございませから、筆写に関する基準を別途立てるということは、現実には私は難しいと思ひます。つまり、端的に言えば、やはり基準として示されたものをベースにして、もちろん許容の範囲もあるとは思ひますが、まず第1に基準になりますものは正当なものとして示されたもので、これを教科書で示すことにならざるを得ないと思ひしております。

○前田主査

幾つかの問題が絡んできまして、ちょっと扱いにくいんですが…。

○納屋委員

字体の方に話が行っているように思うんですが、今回、示された修正を加えるところのすべてが今回の議題だと思っているわけです。

3ページに示された手書きのことにかかわる指摘、これを補うというところがございましたね。これが今回の最大のものと私は受け止めていて、とても感動しながら伺っていたんです。つまり、これだけ情報機器が普及している中で、私、とても印象に残っているのは内田委員が「打つ」で止めるんですね。」と言われた言葉なんです。今回この答申を出すときに、いちいち手で書くところを、身体運動でなくて情報機器のキーボードを打つところ、この点での漢字の在り方を念頭に置くという大前提、そこが今回、きちんと確認されていると私は思いました。

結局、結論として、5ページの修正で日常生活の中での手書きの問題に触れられていて「手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない。」この書かれ方ですね。この書かれ方によって、では、教育の方はどんな影響が出るんだろうかということが運用の面で今度、考えられるものですから、それで今日、私は感動したわけなんです。多分、高木委員もおられたら、教育への配慮をというところから2点しんにゆうの問題やしよくへんの問題が、前回の会議の時に、金武委員もその観点からお話ししている部分もあったかなと思って伺っているからなんです。

先ほど私、確認させていただいたら、常用漢字表に載っているすべての漢字にということなものですから、現在、教育の方では1,945字の漢字すべて手書きを大前提にしてやってきているのではないのでしょうか。だけれども、なかなか手書きすることの難しさもあつたりで、それが更に191字増えることになれば、5字減ることもあるんですけども、191字増えるとなれば、現在、鑑賞の「鑑」だったでしょうか、23画の字が一番画数が多い字だと思いますけれども、「鬱」などは、もうそれを超えているわけです。難しいじゃないか、そのとおりだと私も思っておりましたので、こういう収め方をされたというのは、すごく感動があるわけですよ。

だけれども、では、常用漢字表全体に及ぶんだ、手書きしなくていいんだ、では、1画の「一」という字も手書きしなくていいのかというふうにも取れるわけですよ。だから、それは今度、教育の方などは一番それがかわりが出てくるころだから、どの辺までの影響があるのかなと思っているわけです。しかしながら、これは基本的な方向としては正しい、いい方向だと私は受け取りました。したがって、この方向性からすれば先ほどの、フォントの問題等があるから情報機器の普及の中で示す字種、字体についても、今回、示されたような修正を加えるということも賛成なわけです。だから基本的な、今回、示された修正案というのはすべて一元のものとして、まず賛成だと申し上げたかったところが一つございます。

その上で、今度、教育の方ではやはりこれを、多分、松村委員などもおっしゃりたいんだろうと思いますけれども、「謎」という字が教えるときにどの辺で出てくるだろうか等と考えているのではないかと思ったりもして、伺っていたところなんです。そういうわけですから、これは基本的な方向として間違っていないという感じがありました。

逆に言えば、私などは、以前に申し上げた時は妙な形で唐突な言い方をしたのですが、5ページの「新常用漢字表（仮称）の性格」の（1）の1で「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など」と。「など」と書いているから分かりにくいので、当用漢字の時には放送がなかったけれども常用漢字になって放送が入ってきた。今度は情報機器の発達があるわけだから、この「など」も開いて、情報媒体とか、何かというような言葉を入れてくださった方がもっと分かりがいいのではないかというのを申し上げたところだったんですけども、その辺も考慮していただくと、現にネットのニュース等も見ているわけですね。そう

いうときの漢字の使用等のことも分かってくるのではないかと思えているぐらいです。

ですから基本的な方向として、これはいいことをしっかりと押さえてくださっているのではないかという、意見です。

○前田主査

残りの時間がだんだん少なくなってまいりまして、この会としては、今日お話のところまでは今までも何回も御意見を伺ってきたところですが、基本的に、変えなければいけないような点が何かございましょうか。

○金武委員

意見というより質問ですが、先ほど、教科書としては許容の方を採るのはちょっと難しいという御意見がありました。そうであれば、やはり1点しんにゆうの方を先に出せば問題ないわけですね。つまり、許容ということをなくして、後に出した2点の方を備考欄に「印刷標準字体」と注記する。そうすると「許容」という言葉がなくなるわけで、この入替え案が、先ほど林副主査が大前提みたいなものを崩すというようなことをおっしゃいましたけれども、私は、国民には分かりやすくなるし、印刷標準字体は変わらないわけですから、そんなに大前提が壊れるというような気持ちにはならないんですが、そのところも考えていただきたいと思うんです。

それから、教科書の字体を、この表の中に入れることは難しいんでしょうか。つまり、実際これから後々まで、「手書きの手当て」というところを一々見る人は少ないので、どうしても本表だけが残ってしまう場合に、手書きが1点しんにゆうでいいというような認識が結局、一般化しないと云いますか、分かりにくい。教科書体が、この表の中に載れば、1点しんにゆうで載れば、それがはっきりすると思います。

○林副主査

先ほど申し上げたことの一部を繰り返すことになると思うんですが、何ゆえにこれまでの字体表が活字の字体を示すことを基本にしてきたかといったことを考えますと、教科書体をここに載せることは、私はそれと大分隔たりがあると思っております。新聞、雑誌、法律、それらの全部が教科書体で書かれるならいいんですが、そういうわけではないですよ。ここで見ると明朝の活字を、「便宜上」という言い方は、もちろんそういう言い方をする必要はありますが、明朝体活字のうちの1種を用いたとある。これは馴染みのある、普通に使われている字体で示す。なぜならば、やはりそういう字体で現実いろいろなものが印刷され、それで読まれるからです。

これも繰り返しになりますけれども、実はこれは大本の表であるだけに、いろいろなことを考えなければいけないんですけれども、しかし、そのすべてをこの表の中で解決するという事は難しいですから、原表の性格を考えて、そこをどういう形で表すか、このところはきちっと詰めて考えておかないと、常にそのところのいろいろなものを持ち込んできて、複雑にして、そこで何か結論を出そうとしても、私は、これはなかなか解決の付かない問題だとずっと感じてきております。

やはり一番の原点は、この表の目的に従って活字の字体で示すというところ、その意味を理解した上で審議を深める必要があるのではないかと考えております。

○氏原主任国語調査官

今の御提案の、1点しんにゆうを前に出して、備考欄に2点しんにゆうを移して、そこに「印刷標準字体」と書けばいいのではないかということについてです。先ほどの説明の中では申し上げなかったんですが、このことについては漢字ワーキンググループでかなりの時間を掛けて議論いたしました。

結論的に言うと、その場合の1点しんにゆうと、2点しんにゆうとの関係はどうなるん

だろうということです。つまり常用漢字表というのは、既にお分りのように、印刷文字の通用字体を出しているんですね。通用字体というのは、言い方を変えれば印刷標準字体なんですね。つまり世の中で通用している字体、そして通用すべき字体、それが示されているわけです。そうすると、1点しんにゆうが通用字体として漢字欄に出ていて、備考欄に2点しんにゆうが「印刷標準字体」として出ているという形そのものが矛盾している。つまり、「印刷標準字体」という名称と、表の示し方自体が矛盾したことになってしまう。

印刷のときに標準的に使うものが常用漢字表に示されている通用字体なわけですから、当然、1点しんにゆうを前に出して2点しんにゆうを備考欄に移せば、これは印刷文字としては1点しんにゆうのものを標準的に使う、それが示されている漢字表だということになります。ところが、備考欄を見ると、2点しんにゆうが「印刷標準字体」となっているというのは非常に分かりにくいという議論がありました。先ほどは時間の関係で申し上げなかったんですけども、そのこともかなり議論した上でこういう形になっているということだけ補足したいと思います。

○金武委員

私は「備考欄に移せ。」と言ったのではなく、備考欄に「印刷標準字体」と注記せよと言ったのです。両方の字体を通用字体として、本欄に置いておいて、順番を変えろという意味で言ったのです。もちろん、2点しんにゆうの方の大きさも同じでいいと思います。ただ、順番を変えた方が分かりやすいかなと、それだけのことです。

○納屋委員

ちょっと確認させてください。

今、氏原主任国語調査官がおっしゃったのは、参考資料2の追加字種191字に含まれる許容字体該当字の出現頻度一覧、ここに5字示してくださっているんですけども、その中の（通用）と書いてあるのが通用字体だということをおっしゃったのではないかと思っているんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

はい。通用字体というのは御指摘の参考資料2の下段の字体で、現在の試案で前に出ている方の字体です。それを通用字体とするということで、そのまま（通用）と書いてあるわけです。現行の常用漢字の字体も通用字体です。それから許容字体に関しては、先ほどちょっと御指摘があったんですが、この試案における許容字体というのは、この5字しかないんですね。手書き字形との関係に関して、「許容字体のところと…」という御指摘がございましたが、許容字体は、試案においてはこの5字だけであるということも改めて御確認いただきたいと思います。

○金武委員

たびたびすみません。この参考資料2の出現頻度一覧に関しては、もう前から言われていることで繰り返したくないんですけども、ちょっと確認したいことは、印刷業界においてというか、出版、新聞に関係している人間にとってもそうですけれども、表外漢字は康熙字典体が圧倒的に多いということは当用漢字の時代から当たり前のことなので、今回の調査をしなくても、当用漢字の時代にしても常用漢字の時代にしても、表外漢字は康熙字典体が出るわけで、常用漢字で字体を変えると、だんだんと印刷字体が変わってくるということですから、常用漢字に入っていない字を調べても、通用字体とする根拠としては余り意味がないと言いますか、そういう意見がたくさん出ておりますので、そのところは申し上げておきたいと思います。

○納屋委員

この表の括弧書きの部分は、教科書の中に出てくるデータなんですよ。参考資料2の通用字体のところに括弧書きがありますよね。この括弧内は、教科書の中に出てくる通用字体の数ですよ。ということは、教育の現場ではこういう形の文字が児童・生徒に現に提供されているという事実を言っているんだと私は思っているんです。ですから、この形で出てきても驚かないということを行っているんです。

○内田委員

林副主査、それから氏原主任国語調査官の御説明、漢字ワーキンググループの方たちの作業などを今日は非常にじっくり聞かせていただきました。この間の漢字小委員会では、何かちょっとシンプルにというようなことを述べましたが、撤回いたしまして、私は全くこの原案どおり認めたいと思います。

この新常用漢字表（仮称）の性格ということで、5ページ。先ほど納屋委員もおっしゃったように、私は非常にすばらしいと受け取っております。特に「端的には、」と基本的な性格で5点書いてございまして、これについても全くいいなと思って受け止めさせていただきました。

1点、「1 現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」という部分ですが、「書き表す」の代わりに「読み書きする場合の漢字使用の目安を示すものである」とはできないでしょうか。「書き表す」としますと、どうも「書く」というところに力点があるように思われますので、もうちょっとニュートラルな表現、「リテラシー」を当てて、「読み書きする場合の…」というようなことにしますと趣旨が違ってしまいませんか。これだけどうかと思ひながら拝見いたしました。いかがでしょうか。

○前田主査

それでは、事務局からお願いします。

○氏原主任国語調査官

以前から申し上げておりますように、基本的な性格の部分はほとんど現行の常用漢字表からそのまま引用しているんですよ。今、内田委員がおっしゃった観点は、実はこれまで漢字ワーキンググループの中でも議論しておりません。ですから、今の内田委員の御意見を踏まえまして、「書き表す場合の」という部分を「読み書きする場合の」と変えることが可能なのか、あるいは変えた方がいいのかどうかについては、漢字ワーキンググループで改めて検討させていただくことになると思います。

○林副主査

それでは、時間が来ておりますし、これからの審議の進め方にも関係ございますので、ちょっとこの辺りで私なりのまとめの案を申し上げまして、それについての御審議は主査にお任せしたいと思います。特に今、字体を中心としていろいろな御議論を頂きまして、これまでのものと併せますと、かなりこの議論は深まったと言いますか、いろいろ御意見を承ったという感じでございます。

その結果として、示し方の技術的な問題、活字の大きさとか順序とか、そういう技術的な問題にはぼ絞られてきているように思います。それで、今日の御議論を受けて、第2次の試案については漢字ワーキンググループでもう一度整理、取りまとめをさせていただくということで、この後につきましては、お任せいただけないかなというのが私のお願いでございます。

ただ、これは第2次試案でございますので、これでもう絶対、後はもう全くこれについて御発言いただく機会がないというわけではございません。1次試案とはおのずから性質が違って、第2次試案だけに相当固まってきているというのは当然でありますけれども、しかし、それと並行して、いろいろ御議論いただいた結果として、今、こういう示し方、

技術的な形の大きさとか、括弧の問題とか、あるいは順序もそうかもしれませんが、そこに絞られてきておりました、大事なことと言えば大事なことでありますけれども、やはりこれからのスケジュールを考え、ここは一たんワーキンググループにお任せいただいて、そのものはもちろん、また第2次試案の最終案という形でお示しすることになりますけれども、そういう形で是非お認めいただきたい、そうお願いしたいと思います。

○前田主査

それでは、そういうことで、主査の私が中心となって、漢字ワーキンググループの方で今日いろいろ頂いた御意見も併せて議論した上で、第2次試案としてのものをまとめさせていただくということで、御了承いただけましょうか。(→ 漢字小委員会了承。)

もう時間が超過してしましまして、今日も、この表の名称ですね、これをどうするかについての御意見を承る時間がなくなりました。そのことは、この次ということでお願いできましょうか。(→ 漢字小委員会了承。)

それでは、本日はこれで閉会といたします。